

I C T活用工事（土工）実施要領の制定について

令和2年3月24日
県土整備部技術企画課

県土整備部では、建設工事におけるI C T活用工事について、建設現場における生産性向上に向け、平成29年7月から「土工」について試行を行なっていましたが、令和2年度より本格運用することから、下記のとおり「I C T活用工事（土工）実施要領」を制定します。

なお、これに伴い、「I C T活用工事試行要領（平成29年7月27日定め）」は廃止します。

記

1 改正等の概要

(1) 試行要領の廃止及び実施要領の制定

廃止：I C T活用工事試行要領

制定：I C T活用工事 （土工）実施要領

(2) 対象工事

試行要領：予定価格3,000万円以上の土工を含む土木一式工事のうち、発注者が指定する工事

実施要領：予定価格 1,500万円以上の土工を含む土木一式工事のうち、発注者が指定する工事

(3) I C T活用工事（土工）の事後設定について

試行要領：I C T活用工事（発注者指定型または施工者希望型）として発注する工事が対象。

実施要領：I C T活用工事 （土工）（発注者指定型または施工者希望型）として発注する工事に加え、予定価格1,500万円以上の土工を含む土木一式工事のうち、I C T活用工事（土工）として発注していない工事において、受注者からの希望があり、発注者との協議が整った場合は、I C T活用工事（土工）として事後設定できるものとし、I C T活用工事（土工）として設定した後は、施工者希望型と同様の取り扱いとする。

2 適用工事

令和2年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行う工事

※詳細は「I C T活用工事（土工）実施要領（令和2年3月24日制定）」を御覧ください。

宮崎県ホームページから入手できます。

(<http://www.pref.miyazaki.lg.jp/gijutsukikaku/shakaikiban/kokyojigyo/ict-dokou.html>)

問合せ先

宮崎県県土整備部 技術企画課 技術調整担当

電話 0985-26-7178